


栗田さんの講演後、参加者全員で交流会を行い、翌12日にはアスベスト被害相談会・ホットライン

を行い、16人の方々から相談を受けた。
(名古屋労災職業病研究会)

石綿肺・肺がんともに公務外 神奈川●横浜市水道局職員の公務災害

2010年4月7日、Mさんの訃報が届いた。進行肺がんを患い大変苦しそうにしていたので、その苦しみからは解放されたのかと思う一方、「横浜市や水道事業発展のため一生懸命働き、石綿に曝露してこの病気に罹患したことが認められないことが悔しい」と、よく話していた姿が浮かんだ。

2005年のクボタショックはアスベスト被害の大きさを世に知らしめた出来事であった。Mさんは、その2年前の定期健康診断の胸部X線撮影で「所見あり」とされ、人間ドックの肺機能検査で肺活量減少という結果が出ていた。また、呼吸が浅くなったり、胸の痛み、急な登り坂や階段で息苦しいなどの自覚症状も出ていた。石綿セメント管を取り扱う業務を行っていたこともあり、2005年12月8日に横浜労災病院を受診した結果、「石綿肺、管理区分2程度」と診断された。

同僚や労組役員に相談し、2006年2月14日、Mさんは、石綿セメント管作業により石綿肺に罹患したとして、地方公務員災害補償基金横浜市支部長に公務災害認定請求手続を行った。そ

れから1年3か月後の2007年5月14日付で、基金支部から、Mさんにとって思いもよらない結果が届けられた。「公務外」である。Mさんは「なんで?仕事で石綿曝露したのに」と思い、2007年7月18日に基金横浜市支部審査会に審査請求書を提出。

地方公務員災害補償法に基づく手続は煩雑であり、労組は相談を受け支援することになった。支部審査会から2009年2月16日付で「公務外」という結果が届いた。その主な理由として、「石綿セメント管の本管破裂修理時などの機会に随時従事したのみであり、職務による高濃度の石綿曝露があったとは認められない。医学的には請求人の肺内から職業性の石綿曝露があったと推定できるほどの石綿小体が検出される等、職務による石綿曝露を明確に裏付けるような医学的知見は得られていない」としている。その後、基金本部に2009年3月20日に再審査請求を提出した。

次第にMさんの病状は悪化し、2009年4月2日、息苦しさのため救急車で神奈川県立循環器

呼吸器病センターに運ばれ入院。その際の診断は「進行肺がん、肺腺症Ⅳ期」。Mさんや家族にとって辛い現実が突き付けられた。私もお見舞いのたびに辛そうにしている姿を目の当たりにしたが、それでもMさんは持ち前の心遣いで「忙しいのにすみません」と話す姿は忘れられない。

私は、Mさんと相談の上、基金本部へ「石綿肺の申請をして再審査をしているが、請求人が進行肺がん罹患したので、石綿肺の請求を取り下げ、進行肺がんを出し直したい」と相談した。基金本部からは「一旦受理して審査中の案件なのでそのまま進めてください」と助言をもらった。私は、「石綿肺の判断が進行肺がんの判断に悪影響を与える」として話し合いを持ったが、「新たな病名でも申請できますから」と言われた。いま思うと、「公務外」の判断がされていたのではないかと勘繰りたくもなる。2010年3月29日、基金本部から再審査請求の結果が届いた。「処分庁が請求人に対して行った公務外認定処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない」であった。

Mさんは、1967年10月に横浜市水道局施設部第一配水課工事係に配属され、1976年5月まで機構改革で名称変更はあったものの同一の所属で勤務。本管破裂修理時に直営にて石綿セメント管をノコギリによる直接切断及び配管作業を行う。また、業者修理時は監督業務に従事、これらの作業は常時石綿粉じんを

直接浴びていた。その後、エンジンカッターが導入されると、使用時に多量に粉じんが舞い、石綿粉じんが周辺が真っ白になった。

その後、営業部中営業所工事係に配属され、1976年6月から1993年6月まで勤務した。業務内容は、給水工事、修繕工事、撤去工事など。直管穿孔工事で数回石綿セメント管の穿孔作業や切断作業に伴って、直接的に石綿に曝露した。

その後、1993年7月から1998年9月までは営業部船舶給水営業所で勤務。1998年10月から2009年3月までは営業部中営業所工事係で以前同様の業務に当たった。2009年4月からは給水部保全課に異動し、2010年3月末日で定年退職を迎えた。

2010年7月12日に、Mさんのご遺族は、進行肺がんとして新たな公務災害の請求を行った。しかし、またしても基金支部は2017年5月23日付で「公務外の災害」と通知した。その理由は、「石綿曝露作業への従事期間が10年に満たないことに加え、胸膜プラークが明らかには認められず、石綿小体の検査が行われておらず、石綿肺と確定診断できない、また、びまん性胸膜肥厚の所見もないことから、公務災害の認定基準のいずれにも該当しない」ということである。遺族は、基金の判断に納得できずにいる。石綿肺の認定請求時に石綿曝露作業の従事期間が営業部中営業所工事係においてもあったこと等が無視され、医学的知見についても、基金の医師による判

断を持って主治医などの判断を退けている。

現在、遺族と労組は、支部審査会へ審査請求を行っている。当時の作業環境や作業状況の聞き取りを再度行い、営業部中営業所工事係の当時の同僚からの現認書2通を取得した。また、基金の判断内容を知るため開示請求も行った。医学的判断についても新たな診断書を取得し、他の医師による意見書も準

備している。

神奈川労災職業病センターには、当初の公務災害認定請求時よりお力添えをいただいている。適切な助言や法律の変化など事細かく指導をいただき、感謝している。なにより石綿被害による遺族の悲しみが少しでも減らせるよう、労組としてしっかり取り組みを進めていきたい。

芹沢錦一



(全水道横浜水道労働組合)

前向いていくで!

●中皮腫サポートキャラバン隊

皆様、新年明けましておめでとうございます。大阪府の最南端の岬町に住んでいます、中皮腫2年生患者です。

私はこの(2017年)9月から、関東支部の腹膜中皮腫闘病18年の患者であります栗田英司さんと「中皮腫サポートキャラバン隊」を立ち上げ、第1回として北海道に行き、そこで胸膜中皮腫を18歳で発症し、闘病9年目の田中奏実さんをスカウトして、以降はほぼ三人で活動しております。

活動内容は、それぞれの場所や地域に応じた講演会や交流サロンなどを開催しています。

最初に訪れたのは、田中さんをスカウトした北海道でした。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の全国事務局の協力が有り、事前に地元新聞で大々的

に宣伝してもらえたこともあって、約30人の患者やご家族、病院のソーシャルワーカーの方に来ていただきました。来られた患者の方は胸膜中皮腫、腹膜中皮腫、肺がんなど数人いました。その中には肺がんと言われて2年間肺がん用の抗がん剤治療を行っていましたが、まったく効果がないので治験をすることになり、再度精密検査をしたところ、中皮腫と診断されたという方もいました。現在は中皮腫の標準治療をはじめたらしいのですが、地方に行くとき中皮腫を誤診してしまう医師や治療法を知らない医師は少なくありません。そんな中で治療をしている患者の不憫さは計り知れません。手術と抗がん剤治療のために北海道から山口県まで行かれた方もいました。